

第十三回国 参議院農林委員会會議録第三十一号

昭和二十七年五月九日(金曜日)午後一時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君  
理事 西山 亀七君  
加賀 操君  
山崎 恒君  
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君  
滝井治三郎君  
宮本 邦彦君  
赤澤 與仁君  
飯島連次郎君  
片柳 眞吉君  
三浦 辰雄君  
小林 孝平君  
三橋八次郎君  
政府委員  
農林政務次官 野原 正勝君  
食糧庁長官 東畑 四郎君  
事務局側  
常任委員 安楽城敏男君  
会専門員 倉田 吉雄君  
会専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件  
○食糧管理法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

昨日に引続きまして食糧管理法の一部を改正する法律案について質疑を続行願います。

第九部 農林委員会會議録第三十一号 昭和二十七年五月九日【参議院】

○岡村文四郎君 今日野原政務次官がおいでになつておりますので、事務的ではなくて政府のお考えを聞きたいと思つて、今度の食糧管理法の一部を改正によります麦の統制撤廃でございますが、趣旨説明によりますと食糧が安定をしたという事であります。

自給の面が安定をしたのか生産の面が安定をしたのかそれは区分されておられません、現在の日本の実情でどうか配給の面が安定をしておるといふことだつたらうと思つて、我々非常に遺憾なことに、日本の食糧を麦と米より考へておられんという形がはつきりと現われましたこと、麦食に對します国民の考へも非常に誤つてはおりませんが、政府当局が日本の食糧の安定をしたというその基礎をどこまでお調べになり、どこまで自信があつて安定をしたというお考えをお持ちになつておられますか。御承知のような島国で八千三百万の國民を擁してこの狭い所で若しということがありますと、それを前々からいつも島国の我々は考へての食糧政策でなければならぬと思つておられますために、安定の度合、どこまでどうなつてもどうする、こういう政府の見解を一応お聞きしたいと思つてます。

○政府委員(野原正勝君) 食糧事情が安定して参つたという安定の度合であります。これは比較対照の問題であります。岡村さんからの御質問にありまして、生産の面においては遺憾ながら未だ絶対量は足りないというのであります。外国からの輸入食糧に依存して居る現状から見ますれば、これは安定といふかどういふ表現はどうかと思つてあります。併し配給の事情等から見ますればあの窮乏した食糧事情、いわゆる配給のターボンを持つて店頭に小半日も並んでおるといふような時代もございまして、最近におきましてはそういうようなことをしなくても十分に手に入る。而も漸次供給の方面におきましては安定を見て参りまして最近ではその安定の度がターボンをもちつても要らないといふかたが相当出て参つた。全体から見まして約三割くらいだと思つております。配給を絶対受けなければならぬという事象といふものが大分變つて参つたのであります。そういう面からこれを取上げますと甚だしく緩和されて参つたといふふうにも見ゆるのであります。今回の問題をとりえました立場から行きますれば、いわゆる国内における配給の事情、需要の問題から見まして非常に安定をして居る。供給の面においては依然として遺憾ながら外国からの輸入に待たなければならぬといふようなことになつておりました。その点につきましてはやはり食糧の自給態勢の確立強化、自給度を向上せしむるといふ積極的な施策の断行がやはりより強力に要請をされておるのでございまして、その線に向つて我々の農政は今後も強力に食糧増産を確保するという線にお

いてます。強化されるべきものであります。これは政府の一応立案いたしております。食糧の生産確保に對する十カ年計画、或いは又これをより圧縮いたしまして、五カ年計画等によつてできるだけ早く、外国依存の姿から脱却したいという考へ方でも進めておるような次第であります。

○岡村文四郎君 野原政務次官から一応のお話は承りましたが、見解の相違ではないと思つて、配給部面が確かに緩和されたし又配給撤退のあることも数字的にも知つておられますし、あることも事実だと考へます。で問題は農家のかたへはきびしい作付、出荷の統制を決してうれしく好んではおらぬと思つて、併しながら若し一朝間違ひますと又そういう目に会はしなかりかといふ心配を多分に持つておるわけでありまして、ところが今度自由になつて参りますと、現在の面積が持続されまうと今計画しておりますような食糧の自給も考へられまうが、とかく生産をするためには収入を考へなければなりません。ために、私最近よく見受けまうが、これから東北方面の太平洋に面した部分ではあれほどなたねはなかつたのでございまして、今はちよつと過ぎたかも知れませんが、飛行機に乗つて通りますと実になたねが鳥にたくさ

ん見えません。これは必ず麦鳥がなたねに交つておることはいなむことのできない事実であります。西のほうもそれと同様に交つておりますので、これが採算上どうなつて参りますと、今政

務次官のお話では、生産を成るだけ強化するように方針も建て、年次の実施すべき計画を建てておる、それはその通りであり、そうなくてはならぬのであります。ところが計画をお建てになつてお進みになりましたも、農家自体のほうでこのほうがいいといふことになりましてそれはなか／＼思うようになりませんし、又望むことは不可能であります。問題は、日本の食糧は輸入というものに頼り過ぎておる嫌いがた

くさんございまして、それを何とか考へるのではありませんか、日本の麦作の奨励といふものは大よそ不可能でないかと思つて、昨日も御質問がございまして、小麥協定の會議が今開こうとされておるようでありまして四割の値上を要求をいたしておられます。そこで今は八十四ドルから八十五ドルで定められた数量は入つて来るようでございますが、若し八十ドルの四割にいたしますと三十二ドルが上ります。そういうわけだ／＼向うも上つてまいりませぬ。小麥協定の値段が上りますとために当然一般の麦の価格も上つて参りますが、日本の農家でも採算がどうにか間に合つて行くと、こういうことになりさへすれば何なたねに交つたり或いはほかのものに交る必要もありませんし、食糧を作れば日本の國民を養い得ると、こういうことは知つておられますからその方面に十分政府で心をなして重いウエイトを置かなければ、今のよう

な現在建てておられるような増産方針では私は減産をすると思つてます。そ

こが非常な見解の相違でなくて事実だと思ふのですが、どういふふうにしてそれを一体おやりになつて行こうとするのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(野原正勝君) 今日日本のとつております食糧政策は、極力国内においての食糧自給度を向上いたしまして国内の増産を実現する、止むを得ず不足いたします分は外国からの輸入に待たなければならぬ。それもできるだけ安いものというので国際小麦協定等にも加入しまして、できるだけ安いものを入れるようなことに対しては努力をしていくわけでございます。併し問題はいつまでもそういう外国に依存をするというふうなことは、一旦国際情勢等が非常に窮迫をするような事態もこれは想像でありますけれども万一の場合もやはり考えなければならぬという点をおもひにかけますと、どうしてもこれは国内においての食糧増産の問題になつて参るのであります。そこで米麦だけの食糧政策ではいけないので、御指摘のごとくあらゆる観点から総合食糧政策とも申すべき問題としていもの問題もありませんし、或いは又酪農の問題もありませんし、或いは又漁業等による蛋白給源の問題もあるのです。いろいろな面から見ましての総合食糧の自給度の向上という点を狙つていくわけであります。ただ問題は只今端的に御指摘を頂きました、政府がいくらやうなとして麦の作付面積が減るようなことではいけない、これを農民が安心して作付けをやり、大いに増産の効果が上がるようにしなければならぬ。当然麦を作る所に今日なたねが非常に殖えていゝではないかという御指摘でございます。

して誠に御尤もでございます。で、問題は適正なる価格政策ということになるだらうと思ふ。で、衆議院の農林委員会が非常に問題になつたのであります。が、端的に言うならば適正な価格とは何ぞや、いろ／＼とらえ方によつて問題がそれと参りますが、再生産費を十分償ひそうして再生産を可能ならしむる価格でなければならぬという点にこれは帰着するわけであります。我々としては、再生産の確保という点に特に主眼をおくことにいたしまして、衆議院のほうではその点に特に考へて法案の修正もなされたのであります。が、この最低補償価格とも申すべき価格の設定につきましては、特に再生産を確保するという点を十分考へた価格にいたしておきまして、最低価格以上の場合には自由に売買ができれば以上の場合には市場価格等が再生産を可能ならしめぬような価格に下落するといふような場合におきましては、当然政府の補償いたしまして価格で以て無制限に希望に応じた買上げをするという、米作農家を保護するとも申すべき一つの社会政策的な農政をこの際考へていくわけでございます。で、この法案の内容をいろ／＼御審議を頂きますならば十分その点がわかると思ふのであります。又私どもはこの法案によつて窮乏な、いわゆる農民が余り好きなかつた供出割当制度というやうな点は緩和いたしまして、食糧管理方式は相当大幅の変更を見るわけであります。これは、これを質的の面でならばやはり大きな観点から農業政策としてはやはり生産農民を保護する。又価格或いは生産、消費の面におきましては、その立場から生産者、消

費者の双方とも十分納得もされ又国民生活に対して余り大きな変化のないやうに、十分その辺を考慮いたしまして需給の調節を図り、価格に對しましてもそういう点は十分考へて操作をするといふことでありまして、又価格の問題につきましてはできるだけこれを高く買上げるということの結果としては相成るわけであります。又売る場合においてはできるだけ消費者価格を變動させないやうに大体現行価格で売渡すといふことに考へておきますので、その間におきまして或る程度の食糧特別会計は赤字を生ずるといふこともあらかじめ、実は麦に關する場合だけおきましては決心をしていくわけであります。併しそういうふうな観点から麦の生産につきましては、この法案の改正によりましては、生産は増強されるものである、十分農民には理解されるものであるといふ確信を以て臨んでいくやうな次第でございます。

○岡村文四郎君 政務次官からいろいろ御説明がございましたが、又それについての質問もあつたが、次の機会に譲りたいと思ふ。問題は日本の国民の食生活といふものにも少し目を向けなければ非常に困りやせんか。そこで食糧庁長官にはそんなことを聞いてもしようがないので、今日は政府の責任ある次官がおいでになつていらお聞きいたします。現在のやうに配給辞退をする。そこで麦といふものが一体我々人間にどういふものかという答を……、御承知のやうに我々が昔軍隊に入つた時分には必ず麦食をさせられた、それはその当時の国の経費の支出が大きくなるというこぼかりでございませぬ、或る程度麦を混ぜて食わすことが最も人間の健康にいいといふいろいろな權威者の研究の結果、野外に出れば別でございますが、平時において国内にいるうちは必ず四分六の麦飯を食つたのであります。そこで肉付きも減りもしないし、活動力も劣らぬし、脚気にはかからぬし、あらゆる面にどうもいいし非常によかつたのであります。が、どうも余りに米といふものの方に重きを置くやうな傾きが非常に強い国民性でございますから、政府のほうで食生活の強い指導をするのでなければ又相も交らん結果を生んで何にもならぬ。だん／＼と米ばかり食いたいやうな考へを持つて来やせんかと思ひます。

そこで問題は池田大蔵大臣の言われますやうに、金のある者は米を食へ、ない者は麦を食へ、こゝろのやうではないかと思ひます。そこはさうではなくて、あつてもなくても麦を食わなければいかに、実際に健康な国民を作つてこそ最もいいのであります。実は厚生大臣に来てもらつて本當に掘下げて聞こうと思つておりますが、そこで今日は行きませんが、担当の農林当局はこれを一体どういふふうにお考へになつておるか。現在さへもさういふ辞退者があるといふことは我々といつたしまして残念であり遺憾であるのであります。私はさういふ場所には全体の食糧配給量を減してみてはどうであらう。少しは政府のほうでも辞退をするほうには全面的に少し強く、食糧に對する考へをしてもらうやうな方法もありませんし、指導もあると思ふのでございませぬ。で、このままで置きますと、だん／＼米々といふことになりまして政府が折角供出を要請いたしましたも非常に困難な事態になりはしないかという心配を持つておりますが、一体政府はどうお考へになつておるか、お聞きします。

○政府委員(野原正勝君) 岡村先生から麦に對する非常に強力な御意見がございまして私どもも全く同感でございます。その点につきましては我々もかね／＼日本の我々国民が米といふものに対する嗜好といふものが非常に強いものがあるのでありまして、米食率を引上げるなどいふ声はあらゆる方面から強く要請されておるのであります。勿論米食率は現状の程度で進めて行く決心でございます。けれども、何と申しましても米に對しましては非常に根強い要請があるから、一方ににおいては麦のクローポンに對してはこれが配給を辞退するといふやうなことは、日本における食糧が米だけでみんなが満足できるやうな情勢でなくどうしても麦に頼らなければならぬといつたやうな面から見ますれば、今までの国民の米に對する考へ方といふやうなものはよほど變えてもらわなければならぬじやないか。全く御同感でございます。ただその点は何と申しましても非常に根強いものがありますので、一朝一夕に米食の率を現状以上に減らすといふやうなことは、これは一つの社会問題になるのであります。余ほど慎重に考へませぬといふのであります。ただ我々は麦を食うほうが健康のためにもなり或いは又家庭経済の上にもいいといふやうなことが十分理解されまして、さうして麦飯或いは又粉食といふやうな食生活がだん／＼馴れて行くといふことによつて、均衡のある米と麦との食生活に對する割合がうまくと



くらしいは持参するところであつて初めてこれが実用をなすだろと思つています。先ず参議院の食堂について政務次官が我々に言うと同時に、農林省全体の関係者、殊に農村の第一線にあるところの検査員などは、農村に麦混入の弁当箱を持つて行くときには非常に農林省も感激すると、これだけの決意が政務次官より食糧庁長官を通じて食糧庁にせういふ考えがあるかどうか。(笑声)

それから米の統制によりまして麦の産地に米が配給されるような結果になりまして、健康の如何及び数量においてどの程度に増しておるかということをお調べになつておられますか。

それから農村が最近は今岡村さんが言つた通り、私どもは農村の者は必ず混ざるところの混合食であつたのが、だんだん夜まで米食になつて来るというのが農村のいい結果であるか、悪い結果であるか。その点から言へばいろいろ論議の余地があるけれども、まあ農村は少くともつと混合食の使用を拡大すると同時に、むしろ私どもの子供時代は勤労大衆と言われる労働者階級は米の御飯を食べて、そして今の金持階級というかそうした労働をしない階級には混合食のほうが身体の持ちがいい、いわゆる健康であるというふうな実例が、米麦統制によりまして非常に日本国民の食生活に大変化を来してしまつた。その結果都會においてこれを補う副食物をだん／＼に要求するようになつて来た。更に野菜果物を要求しなければ補填がつかなくなつて国民の生活はだん／＼向上し、冗費は増加するといふようなことに相成つたこと

はすでお知りの通りであります。少くとも麦の統制を廃止する、いわゆるこれは事務上の廃止と申しますかどうか知りませんが、いわゆる供出制度、配給制度を廃止するというような構想の下に對して十分これらの点を御勘考下さいまして、この機会に國民の健康を増進し、國民の生活において極めて健康に進む食糧を以て事足りるような方策を講じなければならぬ。これらの計画について食糧長官はどうお考えになつておるか。少くとも野原政務次官は廣川農相が朝から麦飯を食へておられるの事例から只今の御答弁によつて実行されておることから、私どもよく聞いておられますから、次官からでなくて実務に當るかた／＼から今後の方針を承わりたい、こう思っています。

○政府委員(東畑四郎君) 国民生活改善のお話であります。熱烈なる御要望であります。農林省といたしましては、食生活の改善につきましては今後ますます実行可能な案を作るべく努力をいたしておるのであります。今日米食そのものが日本全体としまして昔に比べてまして、總体としましては非常に減つておるのであります。それに代りまして粉食それから精麦等が相當の需要を見ておられることは現実であります。昔は所得の多い人がむしる粉食のほうの傾向を持つたのであります。今日におきましては所得の多い人が米を食うといふことなるのであります。今日におきましては、これはやはり米の絶対量が足りないことと、粉食の増加量とがマッチいたさないのが原因であります。この問題等につきましては価格その他の問題との均

衡を図ることによつて又これを解決いたさなければならぬと考へておるのであります。食糧行政を担当いたしております役人は全員謙虚なる氣持でこの趣旨をおの／＼の良識に訴へまして実行をいたしつておられます。又いたすべきであると考へておられます。

○赤澤與仁君 輸入食糧の生産が確保せられて主食の需給が安定の域に達したといふことが提案理由の中にあるわけなんです。先ず最初にお食糧長官に昨年の十月、十一月頃と現在ではその状況はどうなつておるか。

○政府委員(東畑四郎君) 食生活のうち特に麦類につきまして非常に安定をいたしておられるという提案をいたしたのであります。米につきましては昨年の十月、十一月と只今との状況につきましては、米食率を減らさないう根本方針に則いたしまして極力努力をいたしておられます。内地米食率等につきましては若干変更をいたしておられます。幸い本年は外米の中のいわゆる準内地米というものの輸入量が相当多うございまして、外米の中のそのうちのものを補填いたしまして維持に努力をいたしておるのであります。關稅等は只今のところ大きな変動をいたしていません。米自体はやはり非常な不足物資でございますので、万全の措置を講じておられます。只今のところ特に大きな変化というものはないのであります。ただ東北、北陸等に十月、十一月の配給辞退というものが起つたのであります。その後超過供出を相当多くいたしました結果といたしまして只今のところ配給辞退の現象がなくなつたといふことが

一つの米に對する変化だと思ひます。それから麦等につきましては別段さしたる変化はないのであります。売却をいたしまして以後どちらかと申しますと、今まで委託加工をいたしました品物のうち比較的品質の悪いものがない／＼売れないという現象が起つております。輸入等につきましては十一月、十二月頃と今日とはアメリカその他の価格が若干原麦そのものが値下つておるといふこと運賃等が相當の値下りをいたしました關係上、輸入のコストが百ドル以下になつておるといふことが一つの現象でございますが、内地価格の麦等につきましては統制中ございましてさしたる変化はない、こういふことであります。

○赤澤與仁君 それは大体需給の上においては余り変化がないと、こう了解してよいわけですか。

○政府委員(東畑四郎君) はい。

○赤澤與仁君 それでは次に政務次官にお尋ねしますが、昨年の十一月でございましてかあの当時におきましては需給に安定ができた、そういう点からいたしまして自由並びに自由黨政府は主要食糧の米麦の統制撤廃をなさうといたされたはずなんです。今日には麦だけの統制撤廃の法律案を出されておりますわけですが、どういふわけか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(野原正勝君) 昨年の十一月に政府が米、麦の統制撤廃を閣議で一応決定したのであります。その当時と現在と情勢にさしたる変化のないことは事實であります。当時から問題になりましたのは、いわゆる統制

を撤廃するための前提要件が十分整備されることが一つの考え方を中心であつたのであります。それで昨年の夏に統制の問題が出ました当時は、そういう前提要件を十分整備した上で統制をはずすということが一つの基本方針としてこれはきまつたことではあります。ところがその後米に對するいろいろ問題、そういう前提要件が未だ整備されないうちに統制撤廃という問題が、大きく批判の対象になりましたので、我々としてはその前提要件を十分考へてその上で初めて統制撤廃が正式に持ち上ると考へておつたのが逆になりまして、前提要件が十分整備されないうちに統制撤廃という問題が政府の方針としてきまつて、それに対する世論の抵抗が非常に甚だしかつたのであります。それで私どもは十分慎重に考へた結果政府の内部にも慎重論と断行論があつたことはおわかりの通りであります。一応問題を白紙に返しまして、そしてその後慎重に検討を加へました結果、今日の段階におきましては麦に對する問題は従来の管理方式を変更するといふ考へ方で行つてもあえて支障はないという結論でありました。ただ米に對しましてはまだその前提要件としての問題が完全に整備されないので、もう少し考へて十分に情勢の推移を見て慎重に整備して行きたいといふことで米を切り離してやつたのであります。私はあえてあの当時と麦そのものの事情はさほどの変化はない、我々の考え方の上ではそういう情勢に對する認識と又その扱ひ態度に對して慎重にこれを考へるといふ態度に變つて参つたといふ点で御了承願ひたいと思ひます。



するような麦類の希望買上制度のこの意味合いにおける制度として置いておいてもあえて差支えないのじやなからうかと、こういうような気がいたしますわけなのであります。この点はこの程度にして本日はこれで終えておきたいと思ひます。

次に米食率の問題であります。この問題については私共としてはその均一化を希望いたすわけでありまして、食糧庁長官におかれては技術的にこれはなか／＼困難であつて均衡化の事柄については相当考慮を払つておるといふお話であつたわけでありまして、私共といたしましてはただ均衡化を図るに努めるといふことではなしに、現在におきましても生産面においては一応この希望買上制というような制度をお作りになりましたと同じような意味合におきまして、ここで配給を打切るといふ場合に、こういうような矛盾があるとする均一化の方向に向つての何らかの手段、方法というものが同時に考えられて然るべきものだと思ひわけでありまして、それにつきましては東畑長官初め食糧庁にはエキスパートの力がおられるわけでありまして、やはりそういうような何とか施策なり制度なりを必要とするということであらばできません。何かこれについての手段方法について御検討があつたか、検討した結果できないか、又何か、又検討した結果できないか、又何か、一つの案があるか、この点を一つお願ひいたします。

十五日配給の消費地区というものが全体の配給量、人口の七四・四九%を突は占めておるのであります。二十日地区が一・八五%、十三日地区が一〇・六〇%というような比率になつておりました。従つて十五日地区は七五%弱になるわけでありまして、先ほど政務次官が申されたように、米作地帯等では実情は米を食つておるわけでありまして、この米食率をきめますこと自体は同時に裏打となる本当に米以外の麦その他の製品を喜んで食べるという慣習なり、それをマツチして参りませんと、これを削減することが実施上いろいろな困難を伴う問題であることも御了承を願ふと思ひます。そこで我々といひましてこの十五日地区につきましてどうするかという問題につきましても、何らかの均衡化を図る措置につきましても、何らかの技術的な問題も相当突はあります。目下一日あたりある基準量等につきましても検討を加へつたものでございまして、大きな不安定を与えない、而も十五日地区を若干でも上昇させる方法はないかと思ひましても、これは案ができておるのでもございまして、この案等につきましてもつと検討を進める必要があつておる次第でございます。ただ全部を均一化しなくても十六日でもならないような比率になりますので、その政策的効果という問題もこれを考へてみなくてはならないと思ひます。考へておる次第でございます。

と申すのであります。それから麦については後日改めて御質問することにしたしまして、本日は発生して参りましたので、でん粉の問題を特に願ひいたします。

由來断を好む自由党内閣が工場の手持ででん粉の買上げの方針を決定して、而ももう在再一カ月にもなん／＼とすの現在において、な断を下さないで研究中というものは如何にも我々として腑に落ちない。そのために只今でん粉並びに水飴業界に新しい混乱が起りつつあることは長官始め御承知の通りであります。一体どういふ事情で方針だけがきまつておるにもかわらず買上の価格、数量が決定をされないので、その辺の実情を一つ伺つておきたい、こう思ひのであります。

○政府委員(東畑四郎君) 一応買上の方針が内定いたしましたにかかわらず、責任ある食糧庁として買上を發動いたしませんことは誠に申訳ない次第でございます。食糧庁といたしましては時価で買上をするという一つの基本方針を堅持しております。時価とは何ぞやという問題になりますと、結局政府の買上値段即ち時価を形成するといふ結果にも相成ると思ひます。この価格自体は農家、でん粉業界、水飴業界に相当影響のある価格でございますので、均衡のあることにこれを形成するのは政府の責任であるというように農林省としては考へております。他の役所等との関係もありまして、事務的に折衝に目を重ねた次第でございます。近く決定をみるように図りたいと思ひます。

○飯島運次郎君 近くと申ししても近くといつただけではいづつのか見当がつきませんので、承るところによりますと本日か或いは明日の閣議において云々ということも仄聞しておりますが、次官はその辺の経緯をたつぷり御承知のほうでありますから、今日若しくは明日或いはこももう一日猶予をみたとしても両三日中に決定をすることがどうか。決定をするにすれば大体価格、数量の見通しは如何、これを一つ次官から御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 非常に微妙な問題でございます。私も実は確たることは承知しておりません。恐らく買上その他の方針がはつきり閣議できまりますのは今週中はちよつと困難な状態である。来週中には必ずできると申上げられませんが、来週中には大體きまると思つております。又値段の問題は影響する点が多いのであります。これは食糧庁のほうでいろいろ計數等を整理いたしましてお答えいたします。でん粉業者或いはいもに対する関係、或いは水飴業者、砂糖との関係等を考慮した線で見ると、価格の問題となるのであります。価格の問題も今日のところはちよつとはつきりしたことはお答えできないことを遺憾に思ひます。

○飯島運次郎君 それではもう一度長官にお尋ねいたします。来週中には大體決定されるというお見通しの上でありますが、価格と数量に關しては、価格は十貫目の価格にして二千三百円、数量に關しては一千万貫を下らないということを期待してしておりますが、そういうふうには大體了解をして差支えはありませんか。

○政府委員(東畑四郎君) 価格、數量と兼ねあう問題でございますが、こういう問題は微妙な影響がございますので、食糧庁長官という資格では決定いたしません。申上げるわけには相成らないと思ひ思ふのであります。そういう解釈をされること自身も一つお願ひしたい。かように考へます。

○飯島運次郎君 それでは解釈をやめるといふことはこちらの自由でございますが、期待だけは十分持つておりますからさう御承知の上で善処されんことを一つお願ひいたします。

○小林孝平君 今度の衆議院の修正並びに決議のうち最も重要なものはこの決議の第二項でありまして、この問題については先般いろいろ御説明がありましたけれども、私共は常識的に考へればこの項目は明らかに二重価格制を採用するものであるとどういふふうに解釈するんであります。これは常識的に虚心坦懐に考へれば誰でもそう考へる。ところが政務次官は、これは二重価格制でないといふことを強く主張されておるんでありますけれども、本日の新聞の報ずるところによれば衆議院は決議において二重価格制を決議したとどういふふうに出ております。そういういたしますと、政府の解釈というものは今回の法案全部を通じてみますと、ともかく何でもかまわぬ、通ればいいとどういふ考へかたのようにならうのであります。もつと常識的な誰が見ても間違いない解釈をする必要があると思ひます。だからこれは二重価格制を自由党内閣は採用するといふことをきめたのかどうか、それをはつきりお伺ひいたします。

○政府委員(野原正勝君) 衆議院にお

ける決議案の第二項を見まするとまあ第一項に關係がありませんが、買上のはうは二十五年二十六年のパーテイを基準として、それにいろ／＼な豊凶係数であるとか再生産を可能ならしめるというふうないろ／＼な経済事情等も十分勘案いたしまして最低の価格が決定をされるわけでありまして。第二項で荒渡すほうは現行価格水準を以て荒渡すということにはつきり決議をされまして、大臣からその御決議の趣旨を尊重してもらうというのを申し上げたんであります。その決議の第一、第二項を通じて考えられますことは、結果として相当程度の赤字が発生をするということに我々も決意をしております。これは結果として表に對しましてはそういう結果になるのであります。これは二重価格制をとるといふようなはつきりした線でお考えになることはどうかと思ふんであります。私もはつきり思ふような御解釈は自由でありますけれども我々の考え方といたしましては、やはり食管特別会計というものの根本的な性格からいたしまして、やはり特別会計としてやつている以上は歳入歳出のバランスを考慮しておるわけでありまして、できるだけ高く買つて成るべく安く売る、その中間のいろ／＼な食管特別会計の必要な経費というふうな面の圧縮、できるだけ経費の節約を図るといふふうなことで行かなければならぬのであります。御承知の通り食管特別会計は麦だけをやつておるのでないのでありまして、只今も問題になりましたのでん粉の問題もございます、或いは砂糖の買上のはうもやるわけでありまして、それから又小麦或いは又外米というものもことごとく食管特別会計

の中でやるのでありまして、いずれの面から赤字が出るか、或いは又多少ブラスになる面も出て参るのであります。今年に限りましてはあの決議を我々は忠実に履行いたす決心でございます。その中で、麦だけから取上げますと或る程度の赤字の出ることはこれは事実であらうと思ひます。その点は否定いたしません。が、さればといつて政府が、食管特別会計そのものがいわゆる二重価格制度というものをはつきり取上げたのだというふうな御解釈下すること、これはどうも少し困るのであります。我々は二重価格制度に切替えたといふ建前をとつておりません。やはり依然として食管特別会計は原則として赤字はできるだけ少いように努力いたしました結果において赤字ができた、その場合はもとより一般会計から繰入れまして赤字を補填するという結果になるわけでありまして、まあその点は一つよろしきように御解釈を頂きたいと思ふのであります。

○小林孝平君 解釈は自由でよろしきように解釈せよということでは困るので、これで決議をしてこれを尊重するといふのですから両者の間に解釈の相違があつては困るのです。これはだから特にこの前に申上げたように衆議院においては、改進黨は今までの問題については反対の態度をとつておられたのをこの法案を一部修正し更にこの決議をすることによつて今回賛成の態度をとられた。そういう態度をとられたのは、この解釈は相当はつきりした解釈をとられてやられたのだらうと思ふのであります。現に私たちがその趣旨をこの委員会において衆議院の方から来て頂いて説明を伺おうと考へ

たのでありますけれども、それでは余りに政府をないがしろにした、政府を余りに疑つておるやうな考へ方からそれをとりやめてある状態なのに、あなたがたは勝手に解釈せよ、こつちはこつちだ、こういうことでは誠に困ると思ふのでありまして、現に新聞などは全國民が見る、それが明らか二重価格制を決議した、とこつちこつち書いてあるのです。そういうふうな御解釈しないのは自由党の現在の政府だけだ、こつちこつち私たちが解釈したさざるを得ないと思ふのです。ですからそういうことではつきりこの解釈をして頂きたい、こつちこつちであります。

それからこの食管の赤字の問題はこれは当然赤字のないようにするのが当然だ、こつちこつち決議を尊重してやれば当然赤字が出て来ることは明らかでありますから、これを補填するといふことは当然だと思ふのであります。それでこの際政府はこの決議に基いて忠実にやつたら今年幾らの赤字が出るのであるか、一般会計からどれだけ補填するか、といふ数字を一つお示し願ひたいと思ふのであります。先ほどの政務次官は今年明らかに赤字が出るやうおつしやいましたから、その明らかに出る赤字はどれだけであるかといふことをお尋ねいたしたいと思ひます。

いまして、先ほどのこの第三条の二のいも類の問題のごときは非常に重要な規定である、これは先般私から申し上げて、本日又赤澤委員、飯島委員からもお話がありましたように重大なるいも類の管理制度の廃止という問題であります。これを先ほどの政務次官のお話によりますと、今回の改正法律案は各方面の希望を入れておつしてこれを改正した、こつちこつち御説明になつておるのであります。この第三条の二のいも類の管理制度を廃止するといふことは誰が一体希望したのか、誰がやつてくれと言つたのか、といふことを一つお伺ひいたしたい。

○政府委員(野原正勝君) 御解釈は御自由に申上げたことがどうもお気にさわつたやうであります。実は政府の立場といたしましては繰返すやうであります。特別会計といふ建前から行きますとあらかじめ赤字が出ます、出ますからそれはこれだけこの特別会計では賄つて行けないのだといふことをはつきり申してしまふとこれは突もふたもなくつてしまふのであります。それならばこつちこつち特別会計は作つちやいかんといふことになるのであります。特別会計として一応歳入歳出がきまつておるこの範囲内で操作をする以上は、これは明らかにこつちこつちこつち二重価格制をとるといふやうなことは我々としては言明できないのであります。御承知の面から行きますと小林委員のおつしやるやうな或る意味において軽い意味での二重価格といふふうな御解釈をされておるのではありません。我々といつしてはやはり極力努力をいたしまし

て、食管特別会計は建前としてはできるだけ赤字を少くするように努力する、結果として赤字ができてしまへば、これは努力の結果といへども赤字が出る場合もありますのでこの場合は一般会計から埋めてもらわなければならぬといふやうなわけでありまして、その点は一つ政府の立場という点で御了承が頂けるものと考えているのであります。

それからいも類のことを削つたのは誰がやつたかといふことではあります。いも類については先ほど長官からも御説明があつたやうであります。いも類は今日政府が直接これを買上げるといふやうな計画を持つておりませんので、買上げることの計画のないものを買上げる条を載せておくことは徒らに、こつちこつち買上げてくれるのじやないかと考へていられるのを、こつちこつちを条文にあるから買上げるのだといふやうなこつちこつちこつちこつちこつち誤解を招く虞れもあるやうから、はつきり買上げるやうな計画がきまればこれは別であります。今このところ政府はいも類に対して買上げるという意向を持つておりません。別にその条を除去しても政府の考へ方としては何ら矛盾はないことだと考へておるやうです。



置を講ずるということを通謀される必要があると思うのですが、それをおやりになるかどうか一つ。

○政府委員(東畑四郎君) 昨日申上げました小林さんの交渉の経緯を率直に言えという御発言でございましたので交渉の経緯を申上げまして、そういう話し合いを事務当局としていたしておるのでありますが、実は最後決定は政府の問題でございます。これを通謀の形でやりますかどうかという形です。或いは立法的措置が行政的措置かという問題になりますのでまだその段階には至りませんので確約をいたすわけには出来ません。昨日申上げましたのは我々事務当局の交渉の経緯を率直に申上げた次第であります。

○片柳真吉君 私先ほど来の答弁を聞いておりました、又私もこの前質問いたしました、やはりわからない点は二重価格制の問題で、どうも政府の答弁を聞きましても果してはつきりやるのかどうか極めて不明瞭である。この点は最も法案を審議する際の極めてキー・ポイントでありますので、更にこの問題で質問はいたしたいと思っておりますが、ただ我々今審議をしておりますのは衆議院の修正案を審議をいたしておるわけでありまして、従つてこの解釈は勿論これは勝手であつてはならぬのであつて解釈は自由では困るのであつて、これを運用するのは国会で決定した線に沿つて行政官庁が運用するわけでありまして、解釈が自由である、解釈は勝手であるということではこれは困るのであります。我々の解釈を一定してその線で政府が運用してもらわなければならぬ、こう思うのであります、そこで委員長に要求

しておきたいと思ひますのは、今審議をしておりますのは衆議院の修正案を審議しておるわけでありまして、従つて衆議院でこの修正案を出された責任者へ来て頂いて、それで一体再生産を旨として云々ということはどういふ趣旨なんだか、特に食糧法の第三条の米の価格と少くとも文章が相当違つておりますから違つた点はどういふ違いがあるのかという点を明確にしておきたい。それから結果においてどういふ修正案をした結果、附帯決議にあるようなこれは解釈上当然にこれは二重価格制というものは起り得る、起ると断言するわけではないのであります。起り得るといふ点を明確にして頂きたいのであります。我々はこの審議に更に入りたいと思ひのであります、なるべく

「委員長退席 理事山崎恒君委員 長席に着く」

早い機会に衆議院のほうで修正案を提出されたかたの責任ある答弁を一つ求めたいと思ひます。然るべくこれは御処置を頂きたいと思ひるのであります。それからその次に政府の当局に質問したい点であります、これはこの法案の根本論でありまして私もすでに一応の質問はいたした点であります、更に今少し突込んで質問してみたいと思ひるのであります、今度の改正案を出された新しい管理方式を設定するという理由は、一言で言いますれば食糧事情が安定して来ている、こういうことが基本的な説明だと思ひますが、更にこれを分けて考えますれば、第一にはCPS等の調査に關して、麦の実効価格は④価格と殆んど違

わない、開きがないということ、東畑長官も答弁をされておりますし、それからもう一つの理由としては配給辞退が相当多いのだ、こういうことが第二の理由としても挙げられておるようでありまして、又輸入関係も大体心配がないと、こういうことを総合して要するに食糧需給は安定をしたということが基本的な政府の説明だと思ひます、基本的事実であります、そこでこの問題では他の委員のかたからも触れた問題であります、大体その配給辞退があるとか、或いは実効価格が配給価格と殆んど変りがないと、こういうようなことを政府は理由にしておりますが、大体私どもは見るところでは一昨年も相当よくありましたが、去年の表が近來にない大豊作であつた。而も政府の麦の供出割当は非常に実はあまかつたことはこれは政府も認めておるところであります。従つて去年の表は相当多量の麦が横流しをしておること、これはもう公然たる事実であると思ひるのであります。過般私は予算委員会でも國營当局に食糧法の違反の検査件数の調べを出してもらつたわけであり

ます、例えは二十五年は米の検査件数が三十五万二千二百一件と、麦の違反検査件数が三万八千七百六十七件、ところが二十六年になりましたと、米は大体同じ程度の取締をしておりまして検査件数が二十六万五千八百七十七件であります、麦のほうも僅かに五千四百三十一件で、國營当局自身も御説明でも確かに麦の点は米に對しても大分それは取締の用心は加えておるといふことを言つておるのであります。従つて現在実効価格が配給価格に

近づいておる、言葉を変えて言へば麦の統制は殆んど崩壊にひとしいという状態であるといふことは私は言いたくはないのでありますけれども、これはむしろ去年の表が非常に豊作であつたといふこと、政府それ自身が殆ど取締をあえてしておらないといふところから起きた現象であつて、政府が自分で取締をしないでそれで麦の統制は崩壊しておる、実効価格は殆んど④に近しいといふ説明をされることは私は理解がしよつとしたいのであります。而も去年の表は行かんであります、現に今年度の麦の面積は七万町歩近いものが大量に減反をしておるのであります。従つて昨年を中心とした豊作或いは取締を殆んどしておらん。こういう客觀情勢を以て今後を律して全体の主要食糧、特に麦の需給は安定しておるのだといふことは私はやはり最近の特に一年をとりかへての事実で将来を推すことであつて、その辺に私はやはり更に慎重に検討をいたすべき点があるのではないだらうかといふ点が第一点でありまして、これに對する政府の見解を重ねてお伺ひいたしたいと思ひます。

その次に配給辞退の問題であります、まあ現在の二合七勺でむしろ足りないといふのが従來の國民の聲でもありましたのであります、でもありまして配給する主要食糧を辞退しても辞退した数量を食へないといふわけではないのであつて、それは結局闇の米なりもつと良質な麦製品を買つて食べておるといふことだと私は理解しなればならぬと思ひます、政府はどう見ておられますか、配給辞退の多いといふことはこれ又さつき言つたような食糧管理が殆んど取締がされ

ておらないといふところから聞て或る程度手に入つてその結果が配給辞退である。それに加えて政府の麦製品の品質も悪いといふようなことも一つ。それから麦の配給価格が米に對して割高であるといふことも原因かと思ひます、そこでこれはこの前も我々孫子君にも言つたのですが、これは本當に米の配給辞退が十万吨とか二十万吨とかであれば、貴重な外貨を使つて輸入食糧を入れておるわけでありまして、これはむしろ貴重な外貨を浪費することになりますから、本當に要らぬものであれば輸入計画から切つたらどうかといふことを私は申上げておるわけでありまして、そこまでの決意はないので、

「理事山崎恒君退席 委員長着席」  
或いはこの辺が……昨日私が言つた輸入計画といふものはかような新管理方式になれば絶対不足量を入れることは勿論でありますけれども、或る程度需給調整なり価格調整をやるとすれば、プラス、アルファの予備量を持たなければ、絶対不足量だけ入れたのではさういふ需給調整ができない。従つてこの配給辞退を入れていながら、えて輸入計画から落さんといふことは、これは或る程度アルファのリザーブと見る趣旨であれば理解できます、さうでなければ、貴重な外貨を使つて國民が配給辞退をするものを、これをに入れる必要はないと思ひますが、それは先にも御質問いたしました絶対不足量プラス、アルファを入れるなければこの新管理方式の価格調整、需給調整はでき得ないといふ見地から私は質問をいたすわけでありまして、そ





の運営は二重価格制をやらぬといふ、むしろ財政的な理由からさういふ方向に向つておりますので、実は駄目を押しておるわけでありまして、これは私は過去のドッジさんが厳密なる均衡予算を強行する前までは、毎年二重価格制をとつておつたわけでありました。その意味で当然私はできるものと今でも確信をいたしております。今度の麦の法案をどうきめようか、当然これはできるものという解釈で、ただ何でもかんでも赤字を出していいということではないのであつて、生産者価格と消費者価格との間においてはこれが全然別に計算されれば現状においては、結果においては相当な赤字が出る公算が多いのではないかと。ですから生産者もよくし、これは又東畑長官も苦勞されたと思ひますが、生産者もよくするし、消費者もよくするといふことは二重価格制という門を入れたればできないことは明瞭で、あつちが立たなければこつちが立たんことは明瞭でありますから、まあさういふ点を申上げておるのでありますから、これは一つ先ほど言つたような衆議院の修正者の意見を聞きまして、更に議論を開いて行きたいと思ひます。

それから補給金の点はこれはどうもやはりはつきりしないわけですが、これも要するに価格の調整を図る。手持の麦を放出して価格の調整を図るといふことになりまして、さうするとやはり或る場合には値段が相当上るといふことをこれは当然予定しておりますから、さういふことを予定しておりますから、さう高くなつた場合に更に追つかけて出して下げるというのでありますから、その結果平均値が、大体現

行価格と大差がないという御説明であれば、これは一応観念論としては納得をいたすわけでありまして、とにかく或る時期に下るといふことがなければ、価格を下げる、調整するといふ必要はないわけでありまして、当然私には或る時期においては補給金をもらつた外麦についてもこれは或る程度高くなる、政府の補給金算出価格よりも高くなるということが言えるのではないかとと思ひますが、それとも一つは、さういふ非常に平均値としては大体現

在通りの価格を維持できるということになりまして、私はよほど相当多量のストックを持つておらんと、これは實際上心理的にも、又具体的に私は困難ではなからうか。その意味で私は現在の三百五十一万トンというものは二合七勺の配給を基準としての絶対不足量だけしか輸入をしない建前でありましたが、これは絶対不足量はこれです。毎月適量出すべきであつて、それを輸出しても或いは三百五十一万トンというの計画配給をしてどこにもよどみがないで、公平に国民に配給して、三百五十一万トンでありますから、これが自由ルートで流れて来れば、どつかに偏在して、或る所に足らぬという現象が起きて来るのであります。さうすると足らん所には相場が上つて来る、それを調整するには絶対不足量プラス相当多量の手持ちをして、或いは輸入関係もありまして、さういふことでは、さういふことでは、さういふことがあれば或る程度さうむちやな上げ方はないと思つて、これは先ほどやりましたアルプアーというものをどうしても持

たなければならぬという感じもいたすわけでありまして。なおいろいろありまして、時間も今日ありませんので、以上この点を重ねてお伺いします。

たなければならぬという感じもいたすわけでありまして。なおいろいろありまして、時間も今日ありませんので、以上この点を重ねてお伺いします。

たなければならぬという感じもいたすわけでありまして。なおいろいろありまして、時間も今日ありませんので、以上この点を重ねてお伺いします。

たなければならぬという感じもいたすわけでありまして。なおいろいろありまして、時間も今日ありませんので、以上この点を重ねてお伺いします。

ましてはこれがつり上げになる発端になりまして、政府の或るコントロール下におきましては、これが合理的な値下りの要素になるわけでありまして。我々は麦類に関する限り、なるべく後者の形でこの運用を希望し、又さうすべきものであると思ひます。さういふ問題であります。何分にも麦の配給、統制、供出といふものと、政府のさういふ大きな市価調整という制度は今回が初めてであります。この点は慎重を期してこれは勿論運用をいたしたいと思ひますが、只今のところ或る程度の大量の量を確保し、而も今の見通しでは漸次計画的に入りますし、而も又政府の売払方も当分の間は割当配給をいたしまして、又事前に相当早く計画的に売払数量等も発表をいたすといふことをいたしますれば、原麦操作を以つて十分製品の市価安定を期し得るのではないかとさういふように考へるのではありません。ただ地域的に非常に不便な地帯が日本には多いのでありますから、さういふ点と、或いは勤労者等の組織等に対しまして特に必要のあるところ、託加工をいたしました製品を随時流して行くという制度をやはり持つておるのであります。この二つをかね合せれば輸入、補給金がやはり安全に運用せられるものであるといふようにやはり考へまして、この制度を突は考へた次第であります。

ましてはこれがつり上げになる発端になりまして、政府の或るコントロール下におきましては、これが合理的な値下りの要素になるわけでありまして。我々は麦類に関する限り、なるべく後者の形でこの運用を希望し、又さうすべきものであると思ひます。さういふ問題であります。何分にも麦の配給、統制、供出といふものと、政府のさういふ大きな市価調整という制度は今回が初めてであります。この点は慎重を期してこれは勿論運用をいたしたいと思ひますが、只今のところ或る程度の大量の量を確保し、而も今の見通しでは漸次計画的に入りますし、而も又政府の売払方も当分の間は割当配給をいたしまして、又事前に相当早く計画的に売払数量等も発表をいたすといふことをいたしますれば、原麦操作を以つて十分製品の市価安定を期し得るのではないかとさういふように考へるのではありません。ただ地域的に非常に不便な地帯が日本には多いのでありますから、さういふ点と、或いは勤労者等の組織等に対しまして特に必要のあるところ、託加工をいたしました製品を随時流して行くという制度をやはり持つておるのであります。この二つをかね合せれば輸入、補給金がやはり安全に運用せられるものであるといふようにやはり考へまして、この制度を突は考へた次第であります。

ましてはこれがつり上げになる発端になりまして、政府の或るコントロール下におきましては、これが合理的な値下りの要素になるわけでありまして。我々は麦類に関する限り、なるべく後者の形でこの運用を希望し、又さうすべきものであると思ひます。さういふ問題であります。何分にも麦の配給、統制、供出といふものと、政府のさういふ大きな市価調整という制度は今回が初めてであります。この点は慎重を期してこれは勿論運用をいたしたいと思ひますが、只今のところ或る程度の大量の量を確保し、而も今の見通しでは漸次計画的に入りますし、而も又政府の売払方も当分の間は割当配給をいたしまして、又事前に相当早く計画的に売払数量等も発表をいたすといふことをいたしますれば、原麦操作を以つて十分製品の市価安定を期し得るのではないかとさういふように考へるのではありません。ただ地域的に非常に不便な地帯が日本には多いのでありますから、さういふ点と、或いは勤労者等の組織等に対しまして特に必要のあるところ、託加工をいたしました製品を随時流して行くという制度をやはり持つておるのであります。この二つをかね合せれば輸入、補給金がやはり安全に運用せられるものであるといふようにやはり考へまして、この制度を突は考へた次第であります。

聞きたいといふことの要求が委員長にあつたわけですが、私は更にそれに附加して、この三つの中の二、三、或いは三、このいずれもが相当これはこの特別会計の赤字に関連すること多大だと思つてあります。米が一粒もないような、余り米のない際にその裏打ちと言ひますか、さういふやつて来た二合七勺下において配給辞退があるとか、或いは輸入状況がどうか、生産の増強を図るとか、いつたような、かなりいろいろ問題をからみ合せてではあるが、いずれもがいろいろ議論があるように、納得のなかつたか、さういふ中、これをさういふふうな抜かししようというのだから、見方によつては今の値上りで二百七十億がどうなるかといつたような問題があるといふ一面において、農家のかたへは上つていと思ひます。これは農家側ばかりでなくて、中間業者に対する金融その他の関係からして、叩かれるじやないかと、さういふ程度の上上げの最低価格、再生産を保障する程度の価格以下になれば買つて欲しいといふ要望のあるのは御承知の通りであります。私はこれを考へた場合に、それは高低ありましようけれども、再生産を保障すると言ひますか、できるような価格でいつも売れるようには行かない。だからさういふときには、買つてくれ、買つてくれと言つて、生産者が買つてくれと言つたとき、その特別会計で買つたほうの政府というものは儲かるはずはありはしない。儲かるような状況ならば、それは一々政府の手などは煩わしはせん。だから私は赤字といふものに、二、

聞きたいといふことの要求が委員長にあつたわけですが、私は更にそれに附加して、この三つの中の二、三、或いは三、このいずれもが相当これはこの特別会計の赤字に関連すること多大だと思つてあります。米が一粒もないような、余り米のない際にその裏打ちと言ひますか、さういふやつて来た二合七勺下において配給辞退があるとか、或いは輸入状況がどうか、生産の増強を図るとか、いつたような、かなりいろいろ問題をからみ合せてではあるが、いずれもがいろいろ議論があるように、納得のなかつたか、さういふ中、これをさういふふうな抜かししようというのだから、見方によつては今の値上りで二百七十億がどうなるかといつたような問題があるといふ一面において、農家のかたへは上つていと思ひます。これは農家側ばかりでなくて、中間業者に対する金融その他の関係からして、叩かれるじやないかと、さういふ程度の上上げの最低価格、再生産を保障する程度の価格以下になれば買つて欲しいといふ要望のあるのは御承知の通りであります。私はこれを考へた場合に、それは高低ありましようけれども、再生産を保障すると言ひますか、できるような価格でいつも売れるようには行かない。だからさういふときには、買つてくれ、買つてくれと言つて、生産者が買つてくれと言つたとき、その特別会計で買つたほうの政府というものは儲かるはずはありはしない。儲かるような状況ならば、それは一々政府の手などは煩わしはせん。だから私は赤字といふものに、二、

聞きたいといふことの要求が委員長にあつたわけですが、私は更にそれに附加して、この三つの中の二、三、或いは三、このいずれもが相当これはこの特別会計の赤字に関連すること多大だと思つてあります。米が一粒もないような、余り米のない際にその裏打ちと言ひますか、さういふやつて来た二合七勺下において配給辞退があるとか、或いは輸入状況がどうか、生産の増強を図るとか、いつたような、かなりいろいろ問題をからみ合せてではあるが、いずれもがいろいろ議論があるように、納得のなかつたか、さういふ中、これをさういふふうな抜かししようというのだから、見方によつては今の値上りで二百七十億がどうなるかといつたような問題があるといふ一面において、農家のかたへは上つていと思ひます。これは農家側ばかりでなくて、中間業者に対する金融その他の関係からして、叩かれるじやないかと、さういふ程度の上上げの最低価格、再生産を保障する程度の価格以下になれば買つて欲しいといふ要望のあるのは御承知の通りであります。私はこれを考へた場合に、それは高低ありましようけれども、再生産を保障すると言ひますか、できるような価格でいつも売れるようには行かない。だからさういふときには、買つてくれ、買つてくれと言つて、生産者が買つてくれと言つたとき、その特別会計で買つたほうの政府というものは儲かるはずはありはしない。儲かるような状況ならば、それは一々政府の手などは煩わしはせん。だから私は赤字といふものに、二、

三とも関係が多いと思う。そこで単にさつきの提案者の意向を聞くばかりでなしに、農林省は勿論ですが、特に大蔵省、安本等と十分御相談になつて、一応政府としてこの附帯決議に対してどういうふうな考へておられるか、これを明らかにしてもらわなければならぬ。それは従来の例によりますといふと附帯決議で尤もなことを言われる。現に私など役人をしておりました場合に、附帯決議に対して随分純情的な意味から言つて、議會を尊重する意味から言つて、それを早く実現しなければならぬと心がけたにかかわらず、政府部内のほうのいろ／＼な意見のためそれが実現できなかつた事實がある。そうなるという、これを何とか一応の理窟を通すために、こういう恰好をつけたというただ単にゼスチュアに終つてしまふ。だから、これは次回になりますか、説明を衆議院から頂く際に、政府側のこの決議案に対する本當の率直な意見を、ただ言葉で成るべく尊重するようにいたしませんなどということに、一つそういう点から誰か政府側の責任ある答弁ができるような人をおいたほうがいいと思う、そういう点を申し上げます。

○委員長(羽生三十七君) それでは速記を始めて。御懇談の結果につきましては、本法草案の衆議院における修正案の提案者並びに関係政府当局を次回に当委員会に招いて事情を聴取することにいたしましたと思ひます。  
なお明土曜日は委員会を休みまして、月曜日は委員会を行いたいと思ひますので、御多忙の際と思ひますけれども、極力御出席をお願いいたします。  
本日はこの程度で散会いたします。  
午後四時七分散会  
五月八日本委員会に左の事件を付託された。  
一、食糧管理法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十六日)

【速記中止】

昭和二十七年五月二十三日印刷

昭和二十七年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所